

# 地域金融円滑化のための基本方針

川之江信用金庫は、地域金融機関として、中小企業の健全な発展と一般大衆の豊かな生活実現に努め、地域社会に貢献するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

また、「金融円滑化に関する相談・申込・苦情等への適切かつ迅速な対応」「お客様の経営改善または再生に向けた取り組みへの適切な支援」を実践し、金融円滑化への取組状況を適切に把握するため、以下のように方針および態勢を新たに整備します。

## 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

## 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ◎ 「本基本方針」、「金融円滑化管理方針」、及び「金融円滑化管理規程」等を策定し、金庫全体に周知いたしました。
- ◎ 金融円滑化管理全般を統括する部門（金融円滑化管理部門）を業務部と定めました。
- ◎ 金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者と定めました。同管理責任者は、適切な金融円滑化管理態勢整備・確立の権限を有します。
- ◎ 各営業店長を金融円滑化対応責任者と定め、金融円滑化管理の実効性確保に努めます。
- ◎ 各営業店及び本部業務部に金融円滑化相談窓口を設置いたしました。
- ◎ 本部のコンプライアンス統括部（総務部）に金融円滑化苦情窓口を設置いたしました。各営業店で受け付けた苦情につきましても、金融円滑化苦情窓口で、一元的に把握いたします。

## 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

平成22年1月 制定

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。  
川之江信用金庫 総務部 電話番号 0896-58-1300（内線27）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第 7 条第 1 項に規定する説明資料

第 1 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 円滑化措置の実施に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 円滑化措置に係る体制

- (1) 体制整備を図るために理事会において決議した事項（本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等の策定、金融円滑化管理責任者の選任）  
（法施行による新体制）
- (2) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、「中小企業者経営改善支援実務講座」の職員研修を行っています。
- (3) 金融円滑化管理責任者の配置（法施行による新体制）  
各営業店店長を金融円滑化対応責任者と定め、金融円滑化管理の実効性確保に努めています。

第 2 第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 中小企業者等金融円滑化法への迅速な対応を図るために、「金融円滑化規程」を制定し、主管部署を業務部とし、金融円滑化管理を行うことといたしました。  
（法施行による新体制）
- (2) 当該措置の実施状況を適切に把握するために、「金融円滑化マニュアル」を制定し、実務面における対応を取決めました。各営業店からの報告は、年 4 回（四半期終了の翌月 10 日）までに融資相談受付管理を「業務部」へ定期的に提出することとし、業務部は内容等を精査すると共に常勤理事・監事へ報告しております。また、業務部が融資相談受付管理簿をパソコンにより閲覧し、進捗状況等について随時把握できる体制といたしました。  
（法施行による新体制）

### 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

苦情相談を適切に行う体制については、平成22年1月12日に「中小企業者等金融円滑化法に係る苦情報告書」を新たに作成しました。

苦情相談は、金融円滑化苦情窓口（総務部）で一元的に把握いたします。本部においては上記窓口にて受付を行い、各営業店においては窓口にてコンプライアンス責任者（次席者）が受付を行っております。

また、平成21年12月にホームページの「地域金融円滑化のための基本方針」のなかで「本部及び各営業店に金融円滑化苦情相談窓口の設置」について掲載しております。

（法施行による新体制）

### 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

#### (1) 相談窓口の設置

全店に相談窓口の設置を行うと共にホームページにも掲載いたしました。

また、改善・再生のための支援については、事前に営業店および本部に連絡をいただければ休日でも対応することとしております。

（法施行による新体制）

#### (2) 改善計画書の作成及びサポート

中小企業者等への条件変更に際しては「経営改善計画書」を原則として必要としており、改善計画書が作成出来ていない場合は、役職員が経営改善計画の作成に積極的に関与することとしております。また、継続的なモニタリングとして、支援先の経営改善計画書に基づき進捗状況を中小企業者等とのヒアリング及び試算表等で確認、サポートしていきます。

（法施行による新体制）

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表 1から別表 4まで）

（別表 1）貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 [債務者が中小企業者である場合]

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
貸付けの条件変更の申込みを受けた 貸付債権の額	205	1,189				
うち、信用保証協会等による債務の 保証を受けていなかった貸付債権の 額	113	1,016				
うち、実行にかかる貸付債権の額	113	974				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	0	41				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				
うち、信用保証協会等による債務の 保証を受けていた貸付債権の額	92	173				
うち、実行に係る貸付債権の額	92	173				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、信用保証協会等が債務 の保証を応諾する旨の判断を 示した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

(別表 2) 貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位 : 件)

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
貸付けの条件変更の申込みを受けた 貸付債権の数	17	71				
うち、信用保証協会等による債務の 保証を受けていなかった貸付債権の 数	11	54				
うち、実行にかかる貸付債権の数	11	48				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1				
うち、信用保証協会が条件変 更対応保証を応諾する旨の判 断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	5				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				
うち、信用保証協会等による債務の 保証を受けていた貸付債権の数	6	17				
うち、実行に係る貸付債権の数	6	17				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、信用保証協会等が債務 の保証を応諾する旨の判断を 示した貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				

(別表 3) 貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位 : 百万円)

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	84	553				
うち、実行にかかる貸付債権の額	84	553				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0				

(別表 4) 貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位 : 件)

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6	16				
うち、実行にかかる貸付債権の数	6	16				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 (別表 5及び別表 6)

(別表 5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位 : 百万円)

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	33				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	23				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	0	7				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	2				

(別表 6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位 : 数)

	平成21年 12月末	平成22年3 月末	平成22年6 月末	平成22年9 月末	平成22年 12月末	平成23年3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	5				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	0	1				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1				

# 金融相談窓口の開設について

川之江信用金庫では、当金庫のお客様で長引く景気低迷の影響を受けて、年末・年始の資金手当てが必要な事業所の皆様や、現在借入されている返済金のことでも悩まれている事業所の方、および住宅ローンをご利用のお客様を対象に金融相談窓口を設置し、相談受付を実施いたしておりますのでぜひご利用ください。

## <対象の相談内容>

### A. 中小企業および個人事業主の皆様

- ・資金繰りおよび返済条件変更等に係るご相談

### B. 当金庫住宅ローンご利用のお客様

- ・現在返済中の住宅ローンの返済条件変更等に係るご相談

(返済期限の延長や返済金額の変更等)

## <相談窓口>

平日：川之江信用金庫 各営業店または

川之江信用金庫 本部（業務部 TEL:0896-58-1300）

\* 営業時間内に御来店いただけないお客様につきましては、

電話予約を頂けば夜間・休日に於いても対応致します。